

令和2年度
新規(更新)指定介護保険事業者研修

介護保険事業者 指定基準と報酬体系

通所介護

目次

○基準・解款通知一覧 通所介護とは	P. 4
○人員・設備・運営に関する基準について	
人員基準	P. 5
設備基準	P. 14
運営基準	P. 15
○介護報酬算定に関する基準について	
基本単位について	P. 20
事業所規模による区分の取扱いについて	P. 20
その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点	P. 22
各種加算について	P. 25
○共生型通所介護サービスに関する基準について	P. 38
○厚労省通知関係等	
別添①「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」	P. 43
別添②「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」	P. 55
別添③「共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化」	P. 62
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)	P. 70
自主点検調査	P. 84

【事業の『基準』とは】

○ 介護保険法上の位置付け

(指定居宅サービス事業の基準)

第73条 指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスをj受ける者の立場に立ってこれを提供するようj努めなければならない。

2

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3～5 (略)

6 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

介護保険法より抜粋

○ 基準の性格

1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかつたときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるもののであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかつたとき

ロ 介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることと代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

② 利用者の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあるとき

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき

3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従つて事業の運営をすることができなくなつたことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。

4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応するべきであること。

居宅基準より抜粋

○ 基準・解釈通知一覧

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)	居宅基準
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年老企第25号)	基準解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)	居宅算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年老企第36号)	居宅算定基準留意事項

【通所介護とは】

この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

介護保険法第8条第7項

* 『その他の厚生労働省令で定める施設』における居室とは？

法第八条第二項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。））、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。））及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とす。

介護保険法施行規則第4条

人員・設備・運営に関する基準について

人員基準

職種名	資格要件	配置要件
① 管理者	特になし	常勤職員であること。同一敷地内の場合は、支障のない範囲で他事業所等と兼務可。併設される入所施設の看護・介護職員との兼務は不可（←ただし管理業務に支障がある場合）。
② 生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉主事(任用資格可) ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・その他同等以上と認められる能力を有する者(介護業務の実務経験が1年以上ある者) ※経歴書必要	サービス提供時間数(開始時刻から終了時刻まで)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1名以上確保されること。 (単位、従業員の数にかかわらず) → 欠員は人員基準違反である。
③ 介護職員	特になし	サービス提供時間数(平均提供時間数)に応じて、専ら通所介護サービスの提供に当たる介護職員が所定の人数確保されること。(従業員の数にかかわらず) ①利用者数が ・15人まで ……1人 ・16人以上 ……15人を超える部分の利用者の数を5で除した数に+1。 これに平均提供時間数を乗じた時間の勤務延長時間数分の人員配置が必要。 ②単位ごとに介護職員を常時1人以上従事させること。
④ 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師 ・准看護師 	専ら通所介護サービスの提供に当たる看護職員が1名以上確保されること(提供時間を通じて専従する必要はないが、提供時間を通じて事業所と密接かつ適切な連携をはかること)。

⑤機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師/准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師/きゅう師 <★H30年度一部改正>	1名以上確保されること ＊個別機能訓練加算(1)を算定する日に ついては、提供時間を通じて専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置すること。 ＊個別機能訓練加算を算定しない事業所であつても機能訓練指導員の配置は必要。 ＊はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上機能訓練指導にに従事した経験の有する者に限る。
----------	---	--

* 生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

問32	はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、 <u>「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験Iについて、その実務時間・日数や業務内容に規定はあるのか。」</u> 答32 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際にを行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を有すると当該施設の管理者が判断できることは必要となる。 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)
-----	---

問33	はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有することとをどのように確認するのか。 答33 例えは、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)
-----	---

○ 地域連携の拠点としての機能の充実（生活相談員の専従要件緩和）

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延長時間には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があるが、これらに支障がない範囲で認められるものである。

基準解釈通知

問49 生活相談員の勤務延長時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。

答49 例えば、以下のような活動が想定される。

- ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
- ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 看護職員の配置基準の緩和

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示が与えられる連携体制などを確保することである。

基準解釈通知

問50 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合などの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

答50 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。

また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容態急変に対応できるように契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けられることができる連携体制を確保することも密接かつ適切な連携を図っていることになる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 「単位」とは？

同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。
次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

① 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

* 利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

○ 「常勤」とは？

勤務時間数が、その事業所で定められている常勤の勤務時間に達していること
* 就業規則に定める常勤職員の勤務時間数（32時間未満の場合は32時間を基本）
* 正規雇用、非正規雇用の別ではない。
* 同一事業者により併設される事業所の職務に従事する時間（ただし業務に支障のない場合に限り）は通算可能。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）問1、問2、問3を参照。
基準解釈通知

○ 常勤換算方法とは？

従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法
当該事業所の従業者の1週間の総延べ勤務時間数
当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数

○ 「利用者数」「利用定員」とは？

「利用者数」＝利用実人数（実際にサービスを利用した人の数）
「利用定員」＝運営規程にあらから定められている利用者の数の上限。

○ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは？

原則として、サービス提供時間を通じて通所介護以外の業務に従事しないこと。
あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専従することで足りる。

○ 人員基準の弾力化

問65 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

（答）

以下のとおり。

(1) 利用者20人、サービス提供時間が8時間の場合

■ 1単位 ①単位 利用者20人 サービス提供時間8H

9:00 ← ①単位 → 17:00

○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間数

①	20人	8H	8H
---	-----	----	----

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間数

①	20人	8H	$((20-15) \div 5 + 1) \times 8(\text{時}) = 16\text{H}$
---	-----	----	--

※ 平均提供時間数（利用者が全員が3Hなので平均提供時間数も8H）

⇒ 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

■ 2単位 ①単位 利用者20人 サービス提供時間3H

②単位 利用者20人 サービス提供時間3H

9:00 ← ①単位 → 12:00 ← ②単位 → 14:00 ← ②単位 → 17:00

○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間数

①	20人	3H	6H (3H+3H)
②	20人	3H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

①	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H
②	20人	3H	$(20-15) \div 5 + 1 \times 3$ (※) = 6H

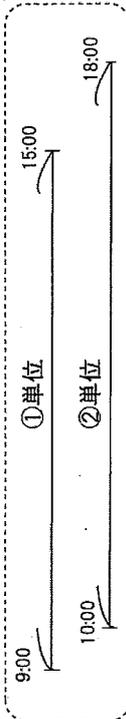
※ 平均提供時間数 (単位ごとに、利用者が3H以下の平均提供時間数も3H)

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる (それぞれ単位の単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能)。

(3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合

■ パターン1: 単位を分けて別々のサービスの提供する場合

- ①利用者 3人 サービス提供時間 6H
- ②利用者 12人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間

①	3人	6H	9H (事業所における開始時刻から終了時刻まで(9:00~18:00))
②	12人	8H	

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

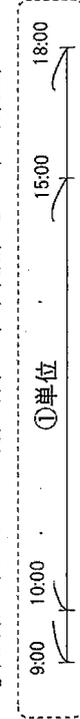
①	3人	6H(※)	
②	12人	8H(※)	

※ 利用者が15人以下の場合は、確保すべき勤務延長時間=平均提供時間数

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるため、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。

■ パターン2: 同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合

①利用者 15人 サービス提供時間 6H (3名利用) と 8H (12名利用)



○ 生活相談員の確保すべき勤務延長時間

①	15人	9H	9H (9:00~18:00)
---	-----	----	-----------------

○ 介護職員の確保すべき勤務延長時間

①	3人	6H	9H (9:00~18:00)
	12人	8H	

⇒ 平均提供時間数は $(3 \times 6 + 12 \times 8) \div 15 = 7.6H$ となり、計算上の確保すべき勤務延長時間も 7.6H となるが、指定通所介護の単位ごとに常に1名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延長時間は 9H となる。

【Q】 利用定員 15 名で指定を受けています。利用者が少なく 10 名を切る日は、看護職員を配置しなくてもよいですか？

【A】 利用定員 10 人以下の基準は、利用定員 10 人以下として県から指定を受けている事業所のみ適用されるものです。利用定員 11 名以上で指定を受けている事業所は、利用実人員が 10 人以下の日であっても看護師の配置が必要です。

◇定員超過・人員欠如による減算

具体的な減算要件は以下の通り。毎月、月末時点で計算を行い、翌月の減算対象とならないかどうかについて、各事業所で確認すること。

項目	減算要件	減算内容
定員超過	<p>月平均の利用者数が、県に提出した運営規程に定める利用定員を超過した場合。 【算定式：単位毎（小数点切り上げ）】 $\frac{\text{月延利用人数} \times \text{利用定員数}}{\text{サービス提供日数}} > \text{利用定員数}$ </p> <p>* 上式でいう『月延利用人数』とは、同時に受け入れた最大利用者数を1か月分積み上げた数。</p>	<p>翌月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する</p>
	<p>月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{実際に勤務した総延べ勤務時間数}}{\text{基準上満たすべき総延べ勤務時間数}} < 0.9$ </p> <p>* 『基準上満たすべき勤務時間数』とは、基準上満たすべき従業者数にサービス提供時間を乗じた数。</p>	<p>（一割の範囲内で人員基準を下回った場合は、翌々月から解消月までの利用者全員の報酬額を100分の70で算定する）</p>
人員欠如	<p>月平均の配置員数が、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて下回る場合 【算定式：単位毎】 $\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人員}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$ </p>	
看護職員		

【Q】 職員の欠員により減算の必要が生じた場合の事務手続きを教えてください。
 【A】 利用定員の超過及び職員欠員はその月の末日に確定するため、必然的に届出は事後になりませんが、事実が確認され次第「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出てください（「職員の欠員による減算の状況」欄の「2看護職員」又は「3介護職員」に○をつける）。
 また、次月以降に欠員が解消された場合は、解消された旨を同じく「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により届け出てください（「職員の欠員による減算の状況」欄の「1なし」に○をつける）。

○ 減算のあるなしに関わらず、人員欠如・定員超過は基準違反であるため、県及び市町村による指導（場合によっては取消等の処分）の対象となる。

都道府県は、従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、事業所に対し定員の見直し又は事業の休止を指導するものとする。指導に従わずに事業を継続する事業所に対しては、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

居宅算定基準留意事項

設備基準

- 下記設備は、専ら通所介護事業の用に供するものでなければならぬ。
- 専用区画の変更（増改築等）があった場合は、必ず変更届を提出すること。

設備	要件
食堂及び機能訓練室	合計した面積（内法実測）が3㎡×利用定員以上の面積を有すること。
静養室	（利用定員に見合った広さの専用の静養スペース）
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	（事務を行えるスペース）
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令に規定された設備
その他の設備	それぞれの用途に必要な広さと機能を有すること

★ H30年度一部改正＞

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

六 通所介護

2 設備に関する基準

(4) 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上面方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合は、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

イ 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

ロ 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、居宅基準第104条第2項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定められているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

運営基準

○ 重要事項を説明し、利用者の同意を得なければならぬ
 居宅基準第 8 条
 介護保険のサービスは、利用者及びその家族に十分な説明を行い、重要事項を記載した
 文書（重要事項説明書）を交付し、文書による同意を得たうえで開始すること
 * 重要事項説明書に記載すべき事項
 ① 運営規程の概要
 ② 当該通所介護事業所に勤務する従業員の体制
 ③ 利用料金
 ④ 事故発生時の対応
 ⑤ 苦情処理の体制
 ⑥ その他（秘密保持、衛生管理、事故発生時の対応など）

○ サービス提供の状況を記録しなければならない 居宅基準第 19 条
 利用者がサービスの利用状況や、支給限度額の残高を把握できるようにするため、通所
 介護の提供日、内容等を記録しなければならない。
 * 介護報酬算定の根拠となる実際のサービス提供時間、送迎の時間、通所介護に従事し
 た職員の名前、職種名、職種名、配置時間等を明確にしておくこと。

○ 利用者・家族に係る秘密を保持しなければならない 居宅基準第 33 条
 業務上知り得た秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。
 * 従業員や元従業員が秘密を漏らすことがないよう、雇用の取り決め等を行う。
 * サービス担当者会議等を行う場合に、利用者・家族の個人情報を利用する場合はある
 ため、あらかじめ文書による利用者・家族の同意を得ておく。

○ 利用料及び費用の徴収に係る留意事項 居宅基準第 96 条

利用者から徴収することができる利用料及び費用は以下の通り
 ① 利用料
 「法定代理受領サービス」… 介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証
 に記載された負担割合を乗じた額
 「法定代理受領サービス以外」… 介護報酬告示上の額（1.0割）
 ② 通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎費用
 ③ 時間延長料金
 ④ 食費
 ⑤ おむつ代
 ⑥ その他の日常生活費
 (1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する
 場合に係る費用
 (2) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場
 合に係る費用
 * 上記以外の費用の支払を受けることはできない。
 * 上記料金であっても徴収するためには、運営規程に金額を明記し、重要事項を説明する
 際に利用者又はその家族に対して具体的に説明し、同意を得ておくなければならない。
 * 上記料金の支払いを受けた場合には、利用者に対して通所介護の利用回数、費用区分等を
 明確にした領収書を交付しなければならない。
 * 介護予防通所介護では、⑥を徴収できない。

指定居宅サービス事業者は、法第四十一条第八項の規定により交付しなければならぬ
 領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、
 同条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用
 の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に
 指定居宅サービスに要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に
 要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用
 の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。
 介護保険法施行規則第 65 条

通所介護では、利用料以外に「その他の費用の額」として「指定通所介護に通常要する
 時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用
 の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用」
 を利用者から受け取ることができる。
 基準解釈通知

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護
 を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである
 指定通所介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額
 を設けてはならない。
 基準解釈通知

- 通所介護計画を作成しなければならない。居宅基準第 99 条
 全ての利用者について、居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、その内容を
 * 利用者・家族に説明し、同意を得た上で交付すること。
 * 通所介護計画に記載すべき事項
 ① 機能訓練等の目標
 ② 目標を達成するための具体的なサービス内容 等
 * 他職種協働で、個々の利用者ごとに作成する。
 * 計画等の作成に関し経験のある者や、介護の知識について知識と経験を有する者がと
 りまどめを行う。
 * 利用者の状態変化等により居宅サービス計画が変更された場合には、通所介護計画も
 変更しなければならない。
 * 計画に沿ったサービス実施状況や評価についても説明を行う。

- 運営規程 居宅基準第 100 条
 第 100 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営
 についての重要事項に関する規程(以下この章(第五節を除く。)において「運営規程」とい
 う。)を定めておかなければならない。
 1 事業の目的及び運営の方針
 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
 3 営業日及び営業時間
 4 指定通所介護の利用定員
 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 6 通常の事業の実施地域
 7 サービス利用に当たっての対応方法
 8 緊急時等における対応方法
 9 非常災害対策
 10 その他運営に関する重要事項

- <★ H30 年度一部改正 >
 ○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
 (平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
 六 通所介護
 3 運営に関する基準
 (4) 運営規程
 居宅基準第 100 条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な
 指定通所介護の提供を確保するため、同条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容
 とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務づけたものであるが、特に
 次の点に留意するものとする。
 ① 営業日及び営業時間(第 3 号)
 指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。
 なお、8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う
 指定通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う
 時間を運営規程に明記すること(居宅基準第 117 条第 3 号についても同趣旨)。
 例えば、提供時間帯(9 時間)の前に連続して 1 時間、後に連続して 2 時間、合計
 3 時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、当該指定通所介護事業
 所の営業時間は 12 時間であるが、運営規程には、提供時間帯 9 時間、延長サービスを
 行う時間帯 3 時間とそれぞれ記載するものとする(居宅基準第 117 条第 3 号の「営
 業日及び営業時間」についても同趣旨)

○ 事故発生時の対応 居宅基準第 104 条の 2

1. 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場
 合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う
 とともに、必要な措置を講じなければならない。
 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が
 発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 4 指定通所介護以外のサービス(宿泊サービス)の提供により事故が発生した場合は、
 第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

居宅基準第 104 条の 2 は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事
 故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する
 指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用
 者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととす
 るとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない
 いこととしたものである。
 また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損
 害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。
 居宅基準第 104 条の 2 第 2 項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置
 についての記録は、※2 年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するもの
 とする。

- ① 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について
 は、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
 ② 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償
 保険に加入しておくか、又は賠償責任を有することが望ましいこと。
 ③ 指定通所介護事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐため
 の対策を講じること。
 なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、
 以上を踏まえた同様の対応をおこなうこととする。

基準解釈通知

※ 和歌山県においては、条例により、サービスを提供した日から 5 年間保存しなけ
 ればならないと定めています。

○ 記録を整備しなければならぬ 居宅基準第104条の3

事業者は、以下の記録を整備しておかなくてはならない。

- ① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- ② 利用者に対する通所介護の提供に関する記録

(1) 通所介護計画

- (2) 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に関する記録
- (4) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

* 和歌山県指定の事業所については、条例により、上記の記録は、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

○ 職員の勤務体制を確保しなければならない 居宅基準第101条

通所介護事業者の従業者の勤務形態を、月毎の勤務表として作成し、保管すること。

* 勤務表に記載すべき事項（勤務表の様式：「勤務形態一覧表」）

- ① 当該従業者の職種
- ② 勤務時間数
- ③ 常勤・非常勤の別
- ④ 兼務の状況 等

サービス提供を、事業者の従業者によって行わなければならない。

* 通所介護事業者の従業者は、個人情報を取扱う場合や事故発生時等に、職員として対応する者でなければならない。

* 調理、洗濯、清掃等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託も可。

○ 非常災害対策を立てておかなくてはならない 居宅基準第103条

非常災害に関する具体的計画を立てておかなくてはならない。

* 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）

* 風水害、地震等の災害に対処するための計画

関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知しておかなくてはならない。

* 地域の消防機関への通報体制

* 消防団や地域住民との連携

* 定期的に避難・救出等の訓練を行わなければならない。

介護報酬算定に関する基準について

(1) 基本単位について<★H30年度一部改正>

- 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は算定できない。

令和元年10月1日～

事業所規模 前年度の1月当たり平均 利用延人員	通常規模型		大規模型	
	750人以下	751人以上 900人以下(I)	751人以上 900人以下(I)	901人以上(II)
介護報酬 <8時間以上 9時間未満 の場舎>	要介護1 659単位	要介護1 637単位	要介護1 637単位	614単位
	要介護2 779単位	要介護2 753単位	要介護2 753単位	726単位
	要介護3 902単位	要介護3 872単位	要介護3 872単位	839単位
	要介護4 1,026単位	要介護4 992単位	要介護4 992単位	955単位
	要介護5 1,150単位	要介護5 1,111単位	要介護5 1,111単位	1,070単位

(2) 事業所規模による区分の取扱いについて

○ 通所介護費の算定の基礎となる「事業所規模」の区分は、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により決定される。

* 平均利用延人員数の算定にあたっては、3月分を除くことに注意！

○ 正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所については、利用延人員数に6/7を乗じて月当たりの平均利用者数を計算する。

○ 上記にかかわらず、以下の場合は、利用定員に90%をかけた推計値により決定する。

① 前年度の実績が6月に満たない事業者の場合（新規指定事業者を含む）

② 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする場合（ただし、4月1日付けの変更に限る。）

(3) その他介護給付費算定に係る取扱いについての注意点

○ 災害時等の取扱いについて

災害その他のやむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であったて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことにはせず、やむを得ない理由がないにも関わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。また、この場合にあっては、やむを得ない理由により受け入れた利用者については、その理由を明確に区分した上で、平均利用延人数に含まないこととする。

居宅算定基準留意事項

○ 2時間以上3時間未満のサービス提供について

- ・やむを得ない事情がある場合に限った例外的なサービスの提供である
- ・利用者の心身その他の状況からやむを得ない事情をアセスメントにより把握し、プランに記載しておくこと。

(2) 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第14号）であること。なお、2時間以上3時間未満の通所介護であっても、通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみのといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

居宅算定基準留意事項

○ 所要時間による区分の取扱い

所要時間による区分については、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護を行うための標準的な時間によることとされたところであり、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所介護のサービスが提供されていたとは認められないものであること。したがって、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数が算定されるものであること（このように家族等の迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。

これに対して、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所介護の確保が通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所介護計画上の単位数を算定して差し支えない。なお、通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、通所介護計画を変更するうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定すること。

居宅算定基準留意事項

○ 事業所規模の算定は、一体的に運営する第一号通所事業の利用人員も含む。また、1つの事業所が複数単位を実施する場合は、全ての単位を合算で行う。

(4) 事業所規模による区分の取扱い

① 事業所規模による区分については、施設基準第5号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が第一号通所事業（指定居宅サービス等基準第93条第1項第3号に規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）の指定を受け一体的に事業を実施している場合は、当該第一号通所事業における前年度の1月当たりの平均利用延人数を含むこととされており、したがって、仮に指定通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として同事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人数には当該第一号通所事業の平均利用延人数は含まない取扱いとする。

② 平均利用延人数の計算に当たっては、3時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者(2) 2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人数に含むこととされた第一号通所事業の利用者の計算に当たっては、第一号通所事業の利用時間が5時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が5時間以上7時間未満の利用者については、利用者に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、第一号通所事業の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日毎に加えていく方法により計算しても差し支えない。

③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人数は、前年度において通所介護費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人数とする。

○ 指定通所介護事業者は、毎年3月に事業所規模算定区分の確認を行う必要がある。

○ 変更がある場合は、3月15日までに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」、「事業所規模チェック表」を作成し、所轄の振興局健康福祉部へ提出すること（変更がない場合は特に届出の必要なし）

○ 送迎時における居宅内介助の評価

通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであるが、送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所介護を行うのに要する時間に含めることができる。

- ① 居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一般課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者を含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

居宅算定基準留意事項

- 指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」）を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について
 - ・ 宿泊サービスは介護保険制度外の自主事業であるが、利用者保護の観点から、利用者に対するサービス提供に支障がないかを指定権者が適切に判断できよう、宿泊サービスの実態を把握するための届出を導入するとともに、事故報告の仕組みを構築する。
 - ・ 宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から、国において指針が定められた。

居宅基準第95条第4項

前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に当該通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。

居宅基準第104条の2第4項

指定通所介護事業者は、第95条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置（市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡及び必要な措置、事故の状況及び採った処置についての記録）を講じなければならない。

宿泊サービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事、指定都市又は中核市の市長（以下「指定権者」という。）に届け出る必要があり、当該サービスの提供内容については、所定の様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を都道府県に報告し、都道府県は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。

指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に指定権者に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに指定権者に届け出るよう努めることとする。

居宅基準解除通知

※厚生労働省より「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（平成27年4月30日老振発第0430第1号、老老発第0430第1号、老推発第0430第1号）が発出されています。届出の方法等については、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」をご確認ください。

○ 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行について

・ 小規模な通所介護事業所（定員18人以下）については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があるため、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することとなる。

・ 小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、事業所の所在市町村の長から指定を受けたもの（施行日の前日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの）とみなす（医療介護総合確保推進法附則第20条）こととしているため、新たな指定の申請は不要である。

・ 医療介護総合確保推進法附則第20条によるみなし指定を希望しない事業者は、同条ただし書きの申出を行って、みなし指定を受けないことが可能である。

平成27年3月2日、3日全国議員会議資料②

各種加算について

1 延長加算 <★H30年度一部改正>

- 8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合に算定可能。
- 通所介護の所要時間と前後に行う日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（「算定対象時間」）が、

9時間以上10時間未満の場合	+50単位
10時間以上11時間未満の場合	+100単位
11時間以上12時間未満の場合	+150単位
12時間以上13時間未満の場合	+200単位
13時間以上14時間未満の場合	+250単位
- 延長サービスに係る利用料（介護給付費対象外サービス）
 - ・ 運営規程及び重要事項説明書に記載されていること。
 - ・ 利用者またはその家族に対し、事前に文書で説明をした上で同意を得ること。
 - ・ 延長加算との二重計上は不可。

問6.2 延長加算と延長サービスにかかる利用料はどうかという場合に徴収できるのか。
 答6.2 通常要する時間を超えた場合にかかる利用料については、例えば通所介護においてはサービス提供時間が9時間未満において行われる延長サービスやサービス提供時間が12時間以上において行われる延長サービスについて徴収できる。また、サービス提供時間が12時間未満において行われる延長サービスについて延長加算にかえて徴収できる。このとき当該延長にかかるサービス提供について届出は必要ない。ただし、同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。

参考）通所介護における延長加算および利用料の徴収の可否

例① 提供時間が9時間で3時間延長の場合（9時間から12時間が延長加算の設定）
 例② 提供時間が8時間で4時間延長の場合（8時間から9時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）
 例③ 提供時間が8時間で5時間延長の場合（8時間から9時間及び12時間から13時間の間は利用料、9時間から12時間が延長加算の設定）

サービス提供時間	～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12～13
例①	介護報酬		延長加算				
例②	介護報酬		利用料	延長加算			
例③	介護報酬		利用料	延長加算			
			利用料	利用料			

平成24年4月改定関係Q&A (Vol.1)

2 中山間地域等に居住する者へサービスを提供する場合の加算

- 各事業所が、運営規程に定めている通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※「通常の事業の実施地域」とは、事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」。この加算を算定する場合、通常の事業の実施地域を越えた場合は交通費は徴収不可。

中山間地域等とは	
① 離島振興対策実施地域（離島振興法）	
② 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法）	
③ 霧島地帯（霧島地帯対策特別措置法）	
④ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律）	
⑤ 振興山村（山村振興法）	
⑥ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法）	
⑦ 半島地域（半島振興法）	
⑧ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）	
⑨ 過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法）	
⑩ 離島（沖縄振興特別措置法）	

3 入浴介助加算 50単位/日

- 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定される。
- 実際に入浴サービスを行った場合のみ算定可（シャワー浴：可、清拭：不可）

(7) 入浴介助加算の取扱い

通所介護入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（利用者等告示第15号）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。

また、通所介護計画書上、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合には、加算を算定できない。

居宅算定基準留意事項

4 中重度ケア体制加算 <★H30年度一部改正> 45単位/日

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度（3月を除く。）又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の30以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たたる看護職員を1以上確保していること。

○ 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。＜★H30年度改正＞ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）6 通所介護 注8

5 生活機能向上連携加算 <★H30年度新規> 200 単位/月

※ 個別機能訓練加算を算定している場合 100 単位/月

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6 通所介護

注9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10（個別機能訓練加算）を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

○ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

15の2 通所介護費、地域密着型通所介護費及び認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百二十五号）第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の身体の状態を調査し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごと一回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

7 通所介護費

(10) 生活機能向上連携加算について

① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(10)において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。この場合の「リハビリテーション」の実施を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ算定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的なかつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同して評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記載するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。

⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を踏まえ、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL（搬送力、起上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）の改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。

⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。

問35 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよい。

答35 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (No.1.1)

問36 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。

問37 貴見のとおりである。

なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けて在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限られている趣旨や、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に対応すべきである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (No.1.1)

6 個別機能訓練加算 <★H30 年度一部改正>

加算(Ⅰ)…46 単位/日、加算(Ⅱ)…56 単位/日

○ 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が利用者の居室を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

○ 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験の有する者に限る。）が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。<★H30 年度一部改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）7 通所介護 (11)

○ 個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・提供時間帯を通じて常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち月曜日から金曜日は常勤の理学療法士等が配置され、それ以外の曜日に非常勤の理学療法士等だけが配置されている場合は、非常勤の理学療法士等だけが配置されている曜日については、加算の対象とはならない。

通所介護事業所の看護職員が個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含まれない。

○ 個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること。例えば、一週間のうち特定曜日の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者には周知されている必要がある。

● 通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（老振発第 0327 第 2 号）一部抜粋

個別機能訓練加算の目的、趣旨等について

- 個別機能訓練加算(Ⅰ)について
利用者の自立の支援と日常生活の充実を資するよう複数メニューから選択できるプログラムの実施が求められ、座る・立つ・歩く等ができるようになるという身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものである。
- 個別機能訓練加算(Ⅱ)について
利用者が居宅や住み慣れた地域において可能な限り自立して暮らし続けることができよう。身体機能の向上を目的として実施するのではなく、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」といった生活機能の維持・向上を図るために、機能訓練指導員が訓練を利用者に対して直接実施するものである。生活機能の維持・向上のため、身体機能を向上とすることを目的とした機能訓練とは異なるものであり、身体機能を向上とすることにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すこととなる。実際の生活上の様々な行為を構成する実践的な行動そのものや、それを模した行動を反復して行うことにより、段階的に目標の行動ができるようになることを目指すこととなる。事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。従って、列等を備えるなど、事業所内外の実地的な環境下で訓練を行うことが望ましい。従って、例えば、「閉鎖可動域訓練」「筋力増強訓練」といった身体機能向上を中心とした目標ではなく、「週に1回、閉鎖教室に行く」といった具体的な生活上の行為の達成が目標となる。また、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）、地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手紙を書く等）も目標となり得るものである。
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)の関係性
個別機能訓練加算(Ⅰ)については、身体機能の向上を目指すことを中心として行われるものであるが、個別機能訓練加算(Ⅱ)のみを算定する場合であっても、並行して生活機能の向上を目的とした訓練を実施することを妨げるものではない。
個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)をそれぞれ算定する場合は、それぞれの加算の目的・趣旨が異なることから、別々の目標を明確に立てて訓練を実施する必要がある。

ADL維持等加算 (I) …3 単位/月 ADL維持等加算 (II) …6 単位/月

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)

6 通所介護

注 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間 (別に厚生労働大臣が定める期間をいう。) の終了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算(I) 3 単位
- ロ ADL維持等加算(II) 6 単位

○ 厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)

15 の 2 通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準

イ ADL維持等加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

(1) 利用者 (当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六月上利用し、かつ、その利用期間 (2)において「評価対象利用期間」という。) において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。) の総数が二十人以上であること。

(2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月 (複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。) において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。

(3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の占める割合が百分の十五以下であること。

(4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値 (以下この号において「ADL値」という。) を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者 (5)において「提出者」という。) の占める割合が百分の九十以上であること。

(5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値 (以下「ADL利得」という。) が多い順に、提出者の総数の上位百分の八十五に相当する数 (その数に未達の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。) の利用者について、次のイからロまでに掲げる利用者の区分に応じ、当該イからロまでに定める値を合計して得た値が零以上であること。

- (イ) ADL利得が零より大きい利用者一
- (ロ) ADL利得が零の利用者零
- (ハ) ADL利得が零未満の利用者マイナス一

ロ ADL維持等加算 (II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること

(1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。

(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分) 及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

7 通所介護費

(12) ADL維持等加算について

① ADLの評価は、Barthel Index を用いて行うものとする。

② 大臣基準告示第 16 号の 2イ (4) におけるADL値の提出は、サービス本体報酬の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することで行う。

③ 大臣基準告示第 16 号の 2ロ (2) におけるADL値の提出は、ADL維持等加算

(II) の介護給付費明細書の給付費明細欄の摘要欄に記載することによって行う。なお、当該提出は、当該提出の月の属する年の1月から12月までが評価対象期間となる際に、大臣基準告示第 16 号の 2イ (4) によって求められるADL値の提出を兼ねるものとする。

④ 平成 30 年度については、平成 29 年 1 月から 12 月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。

イ 大臣基準告示第 16 号の 2イ (1) から (3) までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

ロ 同号イ (4) の基準 (厚生労働大臣への提出を除く。) を満たすことを示す書類を保存していること。

ハ 同号イ (5) 中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

⑤ 平成 31 年度以降に加算を算定する場合であつて、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの間に、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注 11 に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から同年 12 月までの期間を評価対象期間とする。

○ ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について <※別添①参照>

(老振発 0406 第 1 号 老老発 0406 第 3 号 平成 30 年 4 月 6 日)

問37 平成 30 年度のADL維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成 29 年 1 月から 12 月が評価対象期間となるが、この時期に、加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第 16 条の 2イ (1) の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるか。

答37 含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。

なお、指定居宅サービス基準第 16 条の 2イ (3) に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

問38 ADL維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を連続して6月以上利用した期間とされているが、1)この「連続して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2)この「連続して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3)6月より多く連続して利用している場合、当該連続しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。

答38 1) 貴見のとおりである。
 2) 貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。
 3) 連続しているすべての月ではなく、その中で最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連続利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

問39 ADL維持等加算(1)及び(II)は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数に5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。

答39 できる。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

8 認知症加算 <★H30年度一部改正> 60 単位/日

- 指定基準に規定する介護職員又は看護職員の員数に加え、介護職員又は看護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 前年度(3月を除く。)又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上であること。
- 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修等を修了した者を1以上確保していること。
- 共生型通所を行った場合の介護報酬を算定している場合は、当該加算は算定しない。 <★H30年度改正> 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)6 通所介護 注12

9 若年性認知症利用者受入加算 60 単位/日

- 若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症に要介護者になった者をいう。)に対して指定通所介護を行った場合に、当該加算として1日につき60単位を所定単位数に加算する。
- 認知症加算を算定している場合は、算定しない。

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

居宅算定基準留意事項

10 栄養改善加算 <★H30年度一部改正> 150 単位/回(月2回を限度)

- 低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者自身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。
- 1月2回を限度とし、3月以内の期間に限る(ただし、3月ごとの評価の結果継続の必要性が認められる場合には引き続き算定可)。
- 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置

問34 通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。

答34 管理栄養士による居宅療養管理指導は通院又は通所が困難な者が対象となるため、栄養改善加算の算定等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは規定されない。

※ 平成18年度報酬改定Q&A(vol.2)(平成18年5月2日) 通所介護・通所リハビリテーションの間2は削除する。

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)

11 栄養スクリーニング加算 <★H30年度新規> 5 単位/回

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)6 通所介護
- 注15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合には、当該栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合には、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定せず。当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

○ 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)19.2 通所介護費における栄養スクリーニング加算の基準 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準に該当しないこと。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- (16) 栄養スクリーニング加算について
- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに「行われるケアマネジメントの一環として行われること」に留意すること。

② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者については、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
イ BMIが18.5未満である者
ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者

③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づき栄養スクリーニングを継続的に実施すること。

④ 栄養スクリーニング加算に基づき栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

○ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月31日老考発第0331009号厚生労働省老健局長通知）を参照してください。＜※別添②参照＞

問30 当該利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを提供利用している場合、栄養スクリーニング加算の算定事業者をどのように判断すればよいか。

答30 サービス利用者が利用している各種サービスの栄養状態との関連性、実施時間の実績、栄養改善サービスの提供実績、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者会議で検討し、介護支援専門員が判断・決定するものとする。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

1 2 **口腔機能向上加算 150単位/回（月2回を限度）**

○ 口腔機能が低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・燕下機能に関する訓練若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものについて算定する。

○ 1月2回を限度とし、3月以内の期間に限る（ただし、3月ごとの評価の結果継続の必要性が認められる場合には引き続き算定可）。

1 3 **事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算** ▲94単位/日

○ 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合

※ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、減算しない。

事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合について

① 同一建物の定義
「同一建物」とは、当該指定通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に指定通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものである。

② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所との往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

居宅算定基準留意事項

1 4 **送迎を行わない場合の減算** ▲47単位/片道

利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用者等に対する減算の対象となっていない場合には、当該減算の対象とはならない。

問60 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方が如何。

答60 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければならない減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

問61 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせたと行うこととなるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。

答61 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていない場合は減算となる。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)

問5 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないこととなるが、送迎減算（47単位×2）と同一建物減算（94単位）のどちらが適用されるのか。

答5 同一建物減算（94単位）については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事業は送迎減算（47単位×2）が適用される。

なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算（47単位）が適用される。

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.2)

サービス提供体制強化加算

- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ…18 単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ…12 単位/回
- サービス提供体制強化加算(Ⅱ) … 6 単位/回

- 次のいずれかに該当する場合に算定
 - ・加算(Ⅰ)イ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ・加算(Ⅰ)ロ…当該指定通所介護事業所の介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が40%以上であること。
 - ・加算(Ⅱ)…当該指定通所介護事業所を利用者が3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

※定員超過利用、人員基準欠加に該当している場合は算定できない。

共生型通所介護サービスに関する基準等について<★H30年度新規>

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

4 通所介護

- 4. 共生型通所介護に関する基準
 - 共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第186条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業(平成24年児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する規定)に規定する指定居宅介護支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。

- (1) 従業者の員数及び管理者(居宅基準第105条の2第1号、居宅基準第105条の3)

① 従業者

指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定居宅介護支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この4において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになつていないが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。

② 管理者

指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の六の1の(4)を参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えない。

(2) 設備に関する基準

指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等については、要介護者が使用するものに満たすものとするよう配慮すること。なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所と同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。

- (3) 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅基準第105条の2第2号)

(4) 運営等に関する基準(居宅基準第105条の3)

居宅基準第105条の3の規定により、居宅基準第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第34条まで、第35条から第36条の2まで、第38条、第52条、第92条及び第95条並びに第7章第4節(第105条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(1)から(7)まで、(9)、(11)、(14)、(15)、(22)、(24)から(26)まで及び(28)第3のこの3の(4)並びに第3の六の2の(5)及び3の(1)から(8)までを参照されたいこと。この場合において、準用される居宅基準第100条第4号及び第102条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数の合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であったとしても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であったとしても、差し支えないこと。

(6) その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することと、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。そのため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められないものである。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

6. 通所介護
注4 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において、以下共生型通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。）以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法第15号以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）をかわせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をい、主として重症心身障害児をかわせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
注5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注4を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位数を所定単位数に加算する。

○ 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）

14の2 通所介護費及び地域密着型通所介護費における生活相談員配置等加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 生活相談員を一名以上配置していること。
ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

(6) 生活相談員配置等加算について

- 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、共生型通所介護の提供日ごとに、当該共生型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置する必要があるが、共生型通所介護の指定を受ける障害福祉制度における指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者（以下この(6)において「指定生活介護事業者等」という。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。
- 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保曹園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受け入れや活動（保育所等における消遣活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。
- なお、当該加算は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業者等においてのみ算定することができるものであること。

問44 平成30年4月から、共生型サービス事業者の指定が可能となるが、指定の際は、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として指定するのか、それとも、新しいサービス類型として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか、それとも「みなし指定」とされるのか。

答44 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉サービスの指定を受けた事業者が行うこととなるが、ヘルプサービス、ショートステイの指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくなる。あくまでも「居宅サービスの指定の特例」を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業者の指定申請に基づき自治体が指定する。

なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業者が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県（※）であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業者の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添⑨を参照されたい。

(*) 定員18人以下の指定生活介護事業者等は、（共生型）地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業者等の指定申請の際に既に都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。

※ 指定障害福祉サービス事業者が、「（共生型）サービスの指定の特例」を受けられることなく、通常の介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。

問45 改正後の介護保険法第72条の2第1項ただし書に規定されている共生型居宅サービス事業者の特例に係る「別段の申出」とは具体的にどのような場合に行われることを想定しているのか。
 (1) 例えば、障害福祉制度の生活介護の指定を受けている事業者が、指定申請を行う場合
 ①「別段の申出」をしなければ、共生型の通所介護の基準に基づき指定を受けることができる
 ②「別段の申出」をすれば、通常の通所介護の基準に基づき指定を受けることになるということとか。

(2) 介護報酬については、
 上記①の場合、基本報酬は所定単位数に98/100を乗じた単位数
 上記②の場合、基本報酬は所定単位数(通常の通所介護と同じ)ということとか。

答45 【(1)について】

- ・ 費見のとおりである。
- ・ 共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デザインサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする、「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。
- ・ (1)の場合、指定障害福祉事業者が介護保険サービスの基準を満たさない場合
 ①指定障害福祉事業者が、介護保険サービスの基準を満たす場合
 ②指定障害福祉事業者が、「(共生型)居宅サービスの指定の特例」を受けることなく、介護保険サービスの基準を満たす場合(※現在も事実上の共生型サービスとして運営可能)があるため、②の場合に「別段の申出」については、以下の事項を記載した申請書を、当該申出に係る事業所の所在地の指定権者に対して行う。
- ア 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業者の管理者の氏名及び住所
 イ 当該申出に係る居宅サービスの種類
 ウ 法第72条の2第1項等に規定する特例による指定を不要とする旨

【(2)について】

- ・ 費見のとおりである。

《参考》 介護保険法(平成9年法律第123号)

(共生型居宅サービス事業者の特例)

第72条の2 訪問介護、通所介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスに係る事業所について、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十一条の五の三第三項の指定(当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の同法第六条の二の三第二項に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。)に係るものに限る。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定(当該事業所により行われる居宅サービスの種類に応じて厚生労働省令で定める種類の障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)に係るものに限る。)を受けている者から当該事業所に係る第七十条第一項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当するときに於ける第七十条第二項(第七十条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第七十条第二項第二号中「第七十条第一項の」とあるのは「第七十二条の二第一項第一号の指定居宅サービスに従事する従業者に係る」と、「同項」とあるのは「同号」とし、同項第三号中「第七十条第二項」とあるのは「第七十二条の二第一項第二号」とし、ただし、申請者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

一 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、指定居宅サービスに従事する従業者に係る都道府県の条例で定める基準及び都道府県の条例で定める員数を満たしていること。

二 申請者が、都道府県の条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な居宅サービス事業の運営をすることができることと認められること。

2～5(略)

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問46 共生型サービス事業者の指定を行う際、指定通知書等に明確に「共生型」と区分する必要があるのか。

答46 不要である。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問47 通所介護(都道府県指定)の利用定員は19人以上、地域密着型通所介護(市町村指定)の利用定員は18人以下とされているが、例えば、障害福祉制度の生活介護を受けた事業者が介護保険(共生型)の通所介護の指定を受ける場合、定員19人以上であれば都道府県に指定申請を、定員18人以下であれば市町村に指定申請を行うことになるのか。

答47 共生型通所介護の定員については、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限であり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定めることとなるため、費見のとおりである。

なお、障害福祉制度の指定を受けた事業者が介護保険(共生型)の訪問介護又は短期入所生活介護の指定を受ける場合、これらサービスには市町村指定の地域密着型サービスは存在しないため、事業所規模に関わらず、都道府県に指定申請を行うことになる。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問48 共生型通所介護(障害福祉制度の生活介護事業所等)が、要介護者へ通所介護を行う場合の場、定員超過の減算はどちらを対象に、どのように見るべきか。

答48 共生型通所介護事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者(要介護者)と障害給付の対象となる利用者(障害者)との合算で、利用定員を定めることとしているため、合計が利用定員を超えた場合には、介護給付及び障害給付の両方が減算の対象となる。

※ 共生型短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

問49 共生型通所介護事業所と共生型短期入所生活介護事業所(介護保険の基準を満たしていない障害福祉の事業所)の人員基準欠如減算は、障害福祉の事業所として人員基準を満たすべき員数を下回った場合には、介護給付と障害給付の両方が減算の対象となるものと考えてよいか。

答49 費見のとおりである。

平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)

○ 共生型サービス事業者の指定手続の省略・簡素化
 <※別添③参照>

老振発 0406 第 1 号
老老発 0406 第 3 号
平成 30 年 4 月 6 日

各都道府県介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

A.D.L維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について

通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等サービス」という。)における A.D.L維持等加算の算定については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年厚生省告示第 19 号)、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)、「厚生労働大臣が定める利用者等」(平成 24 年厚生労働省告示第 95 号)、「厚生労働大臣が定める基準」(平成 24 年厚生労働省告示第 96 号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月 1 日付老発第 36 号通知)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 3 月 31 日付老計発第 0331005 号・老老発第 0331018 号通知)によるほか、各都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下「都道府県等」という。)、各市町村(特別区を含む。以下「市町村等」という。))及び各都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)における A.D.L維持等加算の算定の可否に係る事務処理手順及び様式例は、この通知のとおりとするため、御了知の上、管下市町村等、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

記

1. A.D.L維持等加算の概要

A.D.L維持等加算は、一定の要件を満たす通所介護等サービスを提供する事業所(以下「通所介護等事業所」という。)において、評価対象期間(加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間(基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日の属する月から同年 12 月までの期間。))内に当該通所介護等サービスを利用した者の A.D.L の維持又は改善の度合いが一定の水準を超える等の要件を満たした場合に、当該評価対象期間の翌年の 4 月から始まる年度における通所介護等サービスの提供につき加算を行うものである。

A.D.L維持等加算の算定要件については、上記の告示及び通知を参照すべきものであるが、評価対象期間において当該加算を算定しようとする通所介護等事業所が満たすべき要件(「厚生労働大臣が定める基準」(平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「大臣基準告示」という。))第 16 号の 2 イ 参照。以下「加算の要件」という。)は以下の通りである。

- (1) 利用者(当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して 6 月上利用し、かつ、その利用期間((2)において「評価対象利用期間」という。))において、5 時間以上の通所介護費の算定回数が 5 時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下同じ。)の総数が 20 人以上であること。
- (2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 及び要介護 5 である者の割合が 100 分の 15 以上であること。
- (3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 27 条第 1 項の要介護認定又は介護保険法第 32 条第 1 項の要支援認定があった月から起算して 12 月以内である者の占める割合が 100 分の 15 以下であること。
- (4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して 6 月目において、機能訓練指導員が A.D.L を評価し、その評価に基づく値(以下「A.D.L 値」という。)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者(以下「提出者」という。))の占める割合が 100 分の 90 以上であること。
- (5) 評価対象利用開始月から起算して 6 月目の月に測定した A.D.L 値から評価対象利用開始月に測定した A.D.L 値を控除して得た値(以下「A.D.L 利得」という。))が多い順に、提出者の総数の上位 100 分の 85 に相当する数(その数に 1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)の利用者について、次の①から③までに掲げる利用者の区分に応じ、当該①から③までに定める値を合計して得

に要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

※2 別紙1「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」又は別紙1-3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」

3 平成30年度ADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成30年度にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算に係る届出書」を指定権者に届ける必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する通知

指定権者は、当該加算を算定しようとする月の前月の15日までに通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」において、当該事業所が加算の要件(1)から(5)までを全て満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定することとする。

また、指定権者は、当該加算の算定の可否を当該事業所(都道府県が事業所に通知する場合)には、当該事業所の所在する市町村等にも通知することとする。)に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否を確認することとする。

た値が0以上であること。

① ADL利得が0より大きい利用者 1

② ADL利得が0の利用者 0

③ ADL利得が0未満の利用者 マイナス1

※ 平成30年度については、平成29年1月から12月までの評価対象期間について、次のイからハまでを満たしている場合に算定できることとする。

イ 大臣基準告示第16号の2イ(1)から(3)までの基準を満たすことを示す書類を保存していること。

ロ 同号イ(4)の基準(厚生労働大臣への提出を除く。)を満たすことを示す書類を保存していること。

ハ 同号イ(5)中「提出者」を「ADL値が記録されている者」とした場合に、同号イ(5)の基準を満たすことを示す書類を保存していること。

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について)(平成12年3月1日付老企発第36号通知)及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月31日付老計発第0831005号・老振発第0831018号通知)参照。)

2 ADL維持等加算の対象事業所の決定に係る事務処理の流れ

ADL維持等加算の対象事業所の決定について、平成30年度は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成30年度に算定する場合)」(別紙1)に基づき、平成31年度以降は「ADL維持等加算の対象事業所の決定に関する事務フロー(平成31年度以降に算定する場合)」(別紙2)に基づき、「ADL維持等加算の事務スケジュール」(別紙3)で示すスケジュールで決定することとし、当該決定に係る事務処理については、通所介護等事業所に関する介護給付費算定に係る体制等に関する通知(※1)で定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(※2)」の「ADL維持等加算」及び「ADL維持等加算(申出)の有無」(別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」の届出を基に、指定権者(都道府県等又は市町村等)及び各都道府県の国保連合会において行うこととする。

※1 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービス

4 平成31年度以降のADL維持等加算の算定に係る事務の流れ

(1) 事業所による届出について

加算の要件を満たす通所介護等事業所が、平成31年度以降にADL維持等加算の算定を希望する場合は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の届出（届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にあっては、「ADL維持等加算（申出）の有無」の届出は不要であり、届出を行った翌年度以降に算定を希望しなくなった場合に必要となる。）を行うとともに、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」並びに「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までの届出を行う必要がある。

(2) 指定権者が行う事務処理について

① 事業所からの申出の受理、国保連合会に対する送付

指定権者は、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年の12月15日までに、通所介護等事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」の内容を確認するとともに、都道府県は当該届出を届出月の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

② 事業所の算定の可否の決定及び事業所等に対する決定通知

都道府県は、国保連合会から送付された「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」（別紙4）及び「ADL維持等加算算定要件不適合一覧表」（別紙5）のうち、指定都市又は中核市が指定する事業所分について、それぞれの市へ送付しなければならない。

指定権者は、(別紙4)において当該加算の要件の(i)及び(ii)を満たす事業所について、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに、当該事業所から受理した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」の内容を確認するとともに、当該事業所から受理した「ADL維持等加算に係る届出書」の1から4まで及び5(3)から5(5)までにより、当該事業所が当該加算の要件(i)から(i)までを満たすかを確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定し、当該加算の算定の可否を事業所（都道府県が事業所に通知する場合にあっては、当該事業所の所在する市町村等）にも通知することとする。）に通知するとともに、都道府県は各事業所の当該加算の算定の可否を、当該加算を算定しようとする年度の4月届出分の事業所異動連絡票情報として国保連合会へ送付する。

③ 居宅介護支援事業所、住民等に対する周知

指定権者は、ADL維持等加算の対象事業所情報を公表し、居宅介護支援事業所、住民等に周知することにより、4月からの利用者の事業所の選択、居宅介護支援事業所における給付管理業務、ケアプラン作成等に支障の生ずることがないように対応されたい。

(3) 国保連合会が行う事務処理について

国保連合会は、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算」を届出月の事業所異動連絡票情報として受理することにより、各事業所における当該加算を算定しようとする年度の当該加算の算定の可否について確認することとする。

また、国保連合会は、各事業所の当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の前年のADL維持等加算の申出については、都道府県から、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「ADL維持等加算（申出）の有無」を、当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の一月処理分の事業所異動連絡票情報として受理した上で、以下①～③の手順に従って算定要件適合の確認に関する事務処理を行うこととする。

① 評価対象受給者の抽出

国保連合会は、受給者台帳及び管轄区域内全ての通所介護等事業所（評価対象期間の1月～12月の間でサービス提供がない事業所は除く。以下同じ。）の給付実績（当該全ての通所介護等事業所から国保連合会に対し請求した現物給付分に限る。）より、評価対象期間のうち、全ての通所介護等事業所のうち一つの事業所を連続して6月以上利用し、かつ、その利用期間（以下「評価対象利用期間」という。）において、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者を抽出することとする。

② 評価基準値の算出等

ADL維持等加算の対象事業所は、次の(i)及び(ii)の算定式に適合している必要があり、国保連合会は、全ての通所介護等事業所について、事業所番号・通所介護等サービスの種類ごとに(i)及び(ii)を用いて評価基準値を算出する。

なお、評価対象受給者について、事業所の所在地が他都道府県であるものは、当該事業所の所在する都道府県の国保連合会と当該評価対象受給者が所在する都道府県の国保連合会が当該情報の交換を行った上で、評価基準値を算出することとする。

(i) 評価対象受給者の数

$$\text{評価対象受給者数 (A)} \geq 20$$

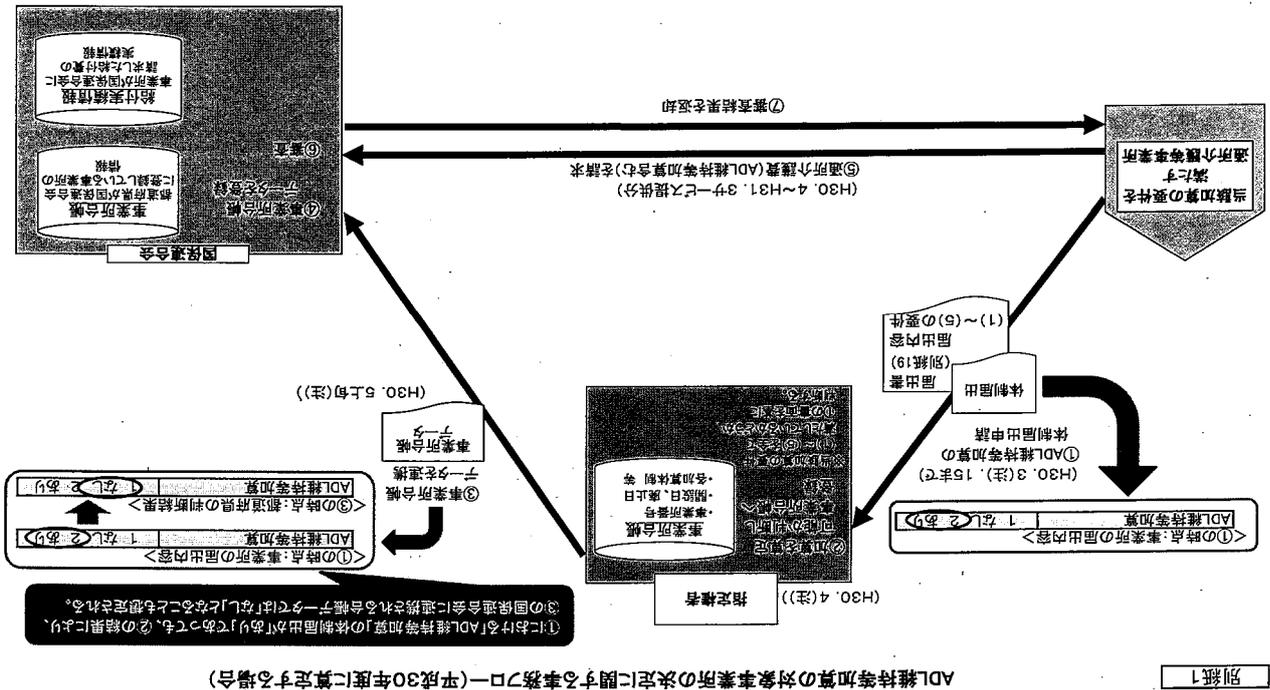
A：②の評価対象受給者の数

(ii) 重度者の割合

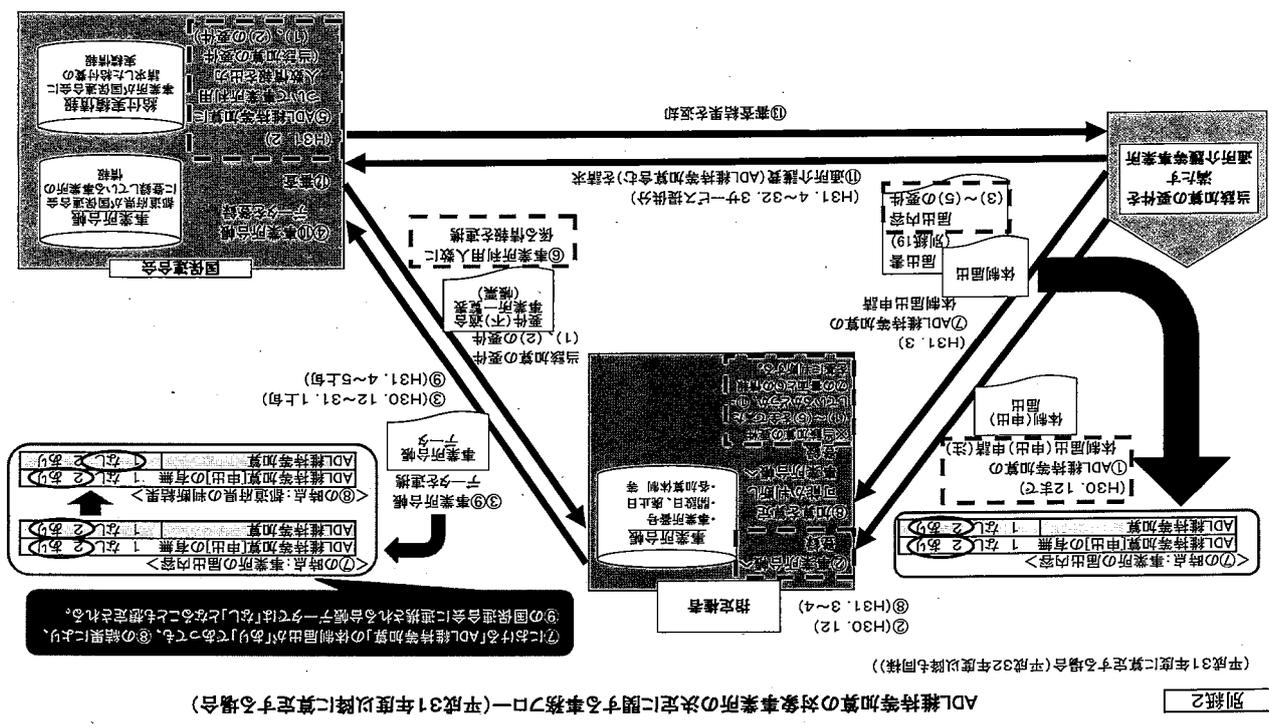
$$\frac{\text{評価対象受給者数 (A)}}{\text{重度者数 (B)}} \geq 0.15$$

B: ②の評価対象受給者のうち、評価対象利用期間の初月(複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月を最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。)において、要介護状態区分が要介護3、要介護4及び要介護5である者の数

- ③ 算定要件適合一覧表等の送付
 国保連合会は、②において算出した評価基準値に基づき、次のとおり資料を作成し、各年2月下旬に各都道府県、各市町村宛に送付する。
- (i) ②の全てを満たす場合は、「ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表」(別紙4)を作成する。
 - (ii) ②のいずれか1以上を満たさない場合は、「ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表」(別紙5)を作成する。



注 年度途中で算定の届出が発生した場合は、各事業所が算定しようとする月の前月(平成31年2月まで)



注 届出を行った翌年度以降に再度算定を希望する場合にはその旨の届出は不要であり、届出を行なった翌年度以降に算定を希望しなくなった場合にはその旨の届出が必要となる。

平成31年度以降に新しく取り扱う事務

別紙3

ADL維持等加算の事務スケジュール

年度	ADL維持等加算		事業所	指定権者	国際連合
	算定期間	評価期間			
平成30年度	3月4日～5月6日	3月4日～5月6日	届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用)	届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用)	届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用) 届出の届出(平成30年度適用)
平成31年度	3月4日～5月6日	3月4日～5月6日	届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用)	届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用)	届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用) 届出の届出(平成31年度適用)
平成32年度	3月4日～5月6日	3月4日～5月6日	届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用)	届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用)	届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用) 届出の届出(平成32年度適用)
平成33年度	3月4日～5月6日	3月4日～5月6日	届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用)	届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用)	届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用) 届出の届出(平成33年度適用)

※1 事業所が届け出た算定要件(1)～(5)を記載し、事業所と国際連合が連携(ADL維持等加算)により算定
※2 事業所が届け出た算定要件(3)～(5)を記載し、事業所と国際連合が連携(ADL維持等加算)により算定

別紙 5

ADL維持等加算算定要件不適合事業所一覧表

事業所番号	サード事業所名	サード種類名	ADL維持等加算(申出)の有無	評価対象者数(X)	重症者総数(Y)	重症者割合(Y/X) [%]
9999999991	〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
9999999992	〇事業所	通所介護		75	69	92

都道府県(保険者)番号 99
都道府県(保険者)〇〇〇〇県

平成〇年〇月〇日
〇頁
〇〇国民健康保険団体連合会

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定のための要件(※)に適合しませんでしたので、お知らせします。

※算定のための要件=①評価対象者数が20人以上、②重症者割合(Y/X)が15%以上の全てを満たしていること

・都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番号
・都道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
・事業所番号…サード提供事業所の指定介護(地域密着型)サード事業所番号
・サード事業所名…サード提供事業所の名称
・サード種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
・ADL維持等加算(申出)の有無…「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2:あり」の場合のみ「あり」と印する
・評価対象者数(X)…評価対象期間(注1)に連続して6月以上利用した期間(注2)(評価対象利用期間)のある要介護者(注3)の人数
・加算算定する年度の初月の属する年の前年の1月から12月までの期間
・注2: 算定する年度の初月の属する年の前年の1月から12月までの期間
・注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護の算定回数(5時間未満の通所介護の算定回数を上回るものに限る)
・重症者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月(評価対象利用開始月)において、要介護度が3、4及び5である者の数
・重症者割合(Y/X) [%]…重症者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

別紙 4

ADL維持等加算算定要件適合事業所一覧表

事業所番号	サード事業所名	サード種類名	ADL維持等加算(申出)の有無	評価対象者数(X)	重症者総数(Y)	重症者割合(Y/X) [%]
9999999991	〇事業所	通所介護	あり	32	32	100
9999999992	〇事業所	通所介護		75	69	92

都道府県(保険者)番号 99
都道府県(保険者)〇〇〇〇県

平成〇年〇月〇日
〇頁
〇〇国民健康保険団体連合会

以下に示す事業所について、平成〇年度のADL維持等加算算定のための要件(※)に適合しましたので、お知らせします。

※算定のための要件=①評価対象者数が20人以上、②重症者割合(Y/X)が15%以上の全てを満たしていること

・都道府県(保険者)番号…加算届出先の都道府県(保険者)番号
・都道府県(保険者)名…加算届出先の都道府県(保険者)名
・事業所番号…サード提供事業所の指定介護(地域密着型)サード事業所番号
・サード事業所名…サード提供事業所の名称
・サード種類名…「通所介護」又は「地域密着型通所介護」
・ADL維持等加算(申出)の有無…「ADL維持等加算(申出)の有無」が「2:あり」の場合のみ「あり」と印する
・評価対象者数(X)…評価対象期間(注1)に連続して6月以上利用した期間(注2)(評価対象利用期間)のある要介護者(注3)の人数
・加算算定する年度の初月の属する年の前年の1月から12月までの期間
・注2: 算定する年度の初月の属する年の前年の1月から12月までの期間
・注3: 評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護の算定回数(5時間未満の通所介護の算定回数を上回るものに限る)
・重症者総数(Y)…評価対象者数(X)のうち、評価対象利用期間の最初の月(評価対象利用開始月)において、要介護度が3、4及び5である者の数
・重症者割合(Y/X) [%]…重症者総数(Y)÷評価対象者数(X)×100(小数点以下切り上げ)

栄養スクリーニング（通所・居宅）（様式例）

ふりがな	性別	年齢	誕生日	年齢	性別	年齢	誕生日
氏名	要介護度・病名・ 特記事項等	記入者名： 作成年月日： 年 月 日 事業所内の管理栄養士・栄養士 口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>					

実施日	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)	年月日(記入者名)
身長(cm) ^{*1}	(cm)	(cm)	(cm)	(cm)
体重(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)
BMI(kg/m ²) ^{*1} 18.5未満	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/m ²)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/m ²)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/m ²)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/m ²)
直近1～6か月間における 3%以上の体重減少	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/ か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/ か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/ か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/ か月)
直近6か月間における 2～3kg以上の体重減少	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/6か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/6か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/6か月)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (kg/6か月)
血清アルブミン値(g/dl) ^{*2} 3.5g/dl未満	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (g/dl)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (g/dl)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (g/dl)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (g/dl)
食事摂取量75%以下 ^{*3}	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (%)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (%)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (%)	口無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> (%)
特記事項 (医師、管理栄養士等への 連携の必要性等)				

※1 身長が測定できない場合は、空欄でも差し支えない。

※2 確認できない場合は、空欄でも差し支えない。

※3 管理栄養士・栄養士がいない事業所の場合は、参考値とする。

(参考)低栄養状態のリスク分類について

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5～23.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3～9%未満 3か月に3～7.5%未満 6か月に3～10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0～3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	76～100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 静脈栄養法	
補 償			補償

2 クケ (監) 2 管理栄養士の居宅栄養管理指導の実務について

管理栄養士の居宅栄養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙2、別紙3の様式例を参照する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別様の様式例を利用し差し支えない。

3 クケ (監) 3 管理栄養士の居宅栄養管理指導の実務について

管理栄養士の居宅栄養管理指導にかかる栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等については、別紙1、別紙2の様式例を参照する。ただし、当該指導に必要とされる事項が記載できるものであれば、別様の様式例を利用し差し支えない。

○ 居宅サービスにおける栄養アセスメント年に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成18年3月31日老発第0331009号厚生労働省健康局長通知） 新旧対照表

栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング (通所・居宅) (様式例)

性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	年齢	年 月 日	出生年月	年 月 日
氏名	要介護度・病名・特記事項等		記入者名		氏
身体状況、栄養・食事に関する意向	食事の摂取状況	買入物 食事の支度 地域特性	家族構成とキーパーソン (支援者)	作成年月日	年 月 日

(以下は、利用者個々の状態に記して作成。)

実施日	年月日(記入者名) (プロセズを記入)	年月日(記入者名) (プロセズを記入)	年月日(記入者名) (プロセズを記入)	年月日(記入者名) (プロセズを記入)
低栄養状態のリスクレベル	低・中・高	低・中・高	低・中・高	低・中・高
本人の意欲 ²⁾	()	()	()	()
栄養摂取量	()	()	()	()
主菜の摂取量	()	()	()	()
主菜・副菜の摂取量	()	()	()	()
その他の摂取量(エネルギーなど)	()	()	()	()
必要栄養量(エネルギーなど)	()	()	()	()
食事時の摂取量(食事量、水分、むせ等) ²⁾	()	()	()	()
嚥下調整食の必要性の有無 ⁴⁾	無	有	有	有
その他の食事上の留意事項	()	()	()	()
その他の有無	()	()	()	()
食欲・食事の満足感 ⁵⁾	()	()	()	()
食事に対する意欲 ⁶⁾	()	()	()	()
他のサービスの利用の有無など(訪問介護、配食など)	()	()	()	()
その他(学習機、生活習慣、実行計画などの留意事項など)	()	()	()	()

多職種による栄養ケアの課題(栄養関連問題)⁷⁾

①嚥下 ②口腔及び採食・嚥下 ③呼吸系・嘔吐 ④下痢 ⑤便秘 ⑥浮腫 ⑦脱水 ⑧感染・発熱 ⑨経腸・経腸栄養 ⑩生活機能低下 ⑪同じこもり ⑫うつ ⑬認知機能 ⑭栄養品 ⑮その他	口無 口有 []	口無 口有 []	口無 口有 []	口無 口有 []
---	-----------	-----------	-----------	-----------

問題点 ①食事摂取・栄養摂取の状況(補助食品、経腸・経腸栄養など) ②身体機能・臨床症状(体重、脱水、嚥下機能、栄養データなど) ③習慣・周辺環境(食・生活習慣、寒暖、睡眠など)④その他	口無 口有 []	口無 口有 []	口無 口有 []	口無 口有 []
総合評価	口改善 口改善傾向 口維持 口改善が認められない	口改善 口改善傾向 口維持 口改善が認められない	口改善 口改善傾向 口維持 口改善が認められない	口改善 口改善傾向 口維持 口改善が認められない
サードセクターの必要性	口有(継続)			

- 必要に応じてプロセズ(スクリーニング、アセスメント、モニタリング)を記入する
 - 1より、2までよい、35つ、45よりよい、5よない、から「」-該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
 - 1 安定した正しい姿勢が自分でとれない 2 食事に集中することができない 3 食事中に嘔吐や寒熱発熱がある 4 嚥(嚥下)のない状態で食事している
 - 5 食べ物を口腔内に溜め込む 6 固形物の食べ物を咽下しにくい 7 食後、腹の内側や口腔内に溜滞がある 8 水分でもやる
 - 9 食事中、食後に嘔吐する 10 その他 から「」-該当数字を記入し(すべてはまるものすべて)、必要な事項があれば記載する。
 - 嚥下調整食が必要な場合は、日本経腸栄養学会の嚥下調整食コード分類を記入する。
 - 5)1よりある 2やある 3ふつう 4や少ない 5全くない から「」-該当数字を記入し、必要な事項があれば記載する。
 - 6)問題があれば、口有 にチェックし、「」-その番号を記入し、必要な事項があれば記載する。
- ※ スクリーニングにおいては、把握可能な項目(BMI、体重減少率、血清アルブミン値(検査項目がある場合に記入)等)により、低栄養状態のリスクを把握する。
- ※ 利用者の状態及び家族等の状況により、確認できない場合は空欄でもかまわない。

<低栄養状態のリスクの判断>

全ての項目が低リスクに該当する場合には、「低リスク」と判断する。高リスクにひとつでも該当する項目があれば「高リスク」と判断する。それ以外の場合は「中リスク」と判断する。

BMI、食事摂取量、栄養補給法については、その程度や個人々の状態等により、低栄養状態のリスクは異なることが考えられるため、対象者個々の程度や状態等に応じて判断し、「高リスク」と判断される場合もある。

リスク分類	低リスク	中リスク	高リスク
BMI	18.5~29.9	18.5未満	
体重減少率	変化なし (減少3%未満)	1か月に3~5%未満 3か月に3~7.5%未満 6か月に3~10%未満	1か月に5%以上 3か月に7.5%以上 6か月に10%以上
血清アルブミン値	3.6g/dl以上	3.0~3.5g/dl	3.0g/dl未満
食事摂取量	70~100%	75%以下	
栄養補給法		経腸栄養法 経腸栄養法	
嚥下			嚥下

栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)

別紙3

氏名	計画作成者 施設 所属名:	初回作成日: 年 月 日 作成(変更)日: 年 月 日
医師の指示	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (要添)	指示日 /)
利用者及び家族の意向		説明と同意日 年 月 日
解決すべき課題 (ニーズ)	低栄養状態のリスク (低・中・高)	サイン
長期目標 (ゴール) と 期間		続柄

短期目標と期間	栄養ケアの具体的な内容	担当者	頻度	期間
① 栄養補給・食事				
② 栄養食事相談				
③ 多くの服薬による課題の解決を図る				

特記事項
栄養ケア提供経過記録
月 日
サービス提供項目

○ 障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目については、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能なる項を基本として、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。

共生型サービス事業所の指定手続の省略・簡素化

別紙

省略可示	障害者総合支援法施行規則 (第34条の7)	居宅介護・重度訪問介護	×
一 事業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。) の名称及び所在地	二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日	×
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等	五 事業所の平面図	六 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	○
七 運営規程	八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	九 運営規程	×

(1) 訪問介護 (介護保険法施行規則第114条第2項による省略)

都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
指定都市 中核市
名

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
の臨時的な取扱いについて（第12報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡。以下、「第1報」という。）等でお示ししているところです。
本日、通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。以下、同じ。）と短期入所系サービス事業所（短期入所生活介護、短期入所療養介護。以下、同じ。）については、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、別紙に従い、介護報酬を算定することとします。また今回の取扱いについてわかりやすくお伝えする観点から参考資料を作成いたしましたのであわせてご確認ください。

35

七	当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該施設の入り所見 十五条第一項の規定の適用を及ぼす措置において行 なは利用者の特定、前項を併設サービス事業所 八事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 九運営規程 十利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制 及び勤務形態 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十三 指定居宅サービス基準第百二十五条におい て適用する指定障がい福祉サービス基準第九十一 条の協力を医療機関の名称及び診療科並びに当該協力医 療機関との契約の内容 十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に 関する事項 十五 契約書 十六 従業員の氏名、生年月日及び住所 十七 その他指定期間に関し必要と認める事項	七 当該申請に係る事業を併設居宅サービス事業所 において行うときは当該特別介護老人ホーム以外の事 業所において行うときは当該申請に係る事業の開始 時の利用者の特定 八事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 九 運営規程 十 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要 十一 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制 及び勤務形態 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況 十三 指定居宅サービス基準第百三十六条（指定居宅 サービス等基準第百四十条の十三において適用する 場合を含む。）の協力医療機関の名称及び診療科並 びに当該協力医療機関との契約の内容 十四 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費 の請求に関する事項 十五 契約書 十六 従業員の氏名、生年月日及び住所 十七 その他指定期間に関し必要と認める事項
---	---	--

I 通所介護費等の請求単位数について

1 通所系サービス事業所が提供するサービスのうち、通所介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護においては、表1の算定方法により算定される回数について、通所リハビリテーションにおいては、表2の算定方法により算定される回数について、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。(例：提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分が2時間以上3時間未満である場合、4時間以上5時間未満の報酬区分を算定。)

- ※ 訪問・電話によるサービス提供については、本取扱いの対象外（サービス提供回수에訪問・電話によるサービスは含まない。）とする。
- ※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

表1 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

群	報酬区分	算定方法
A群	2時間以上3時間未満	サービス提供回数のうち、月に1回まで、2区分上位の報酬区分を算定可能
	3時間以上4時間未満	
	4時間以上5時間未満	
	5時間以上6時間未満	
B群	6時間以上7時間未満	サービス提供回数を3で除した数(端数は切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について、2区分上位の報酬区分を算定可能 注1：7時間以上8時間未満については延長加算(9時間以上10時間未満)、8時間以上9時間未満については延長加算(10時間以上11時間未満)の報酬区分を算定可能 注2：延長加算を算定している場合、9時間以上10時間未満から11時間以上12時間未満については100単位を、12時間以上13時間未満については50単位を追加可能
	7時間以上8時間未満	
	8時間以上9時間未満	

表2 通所リハビリテーション

群	報酬区分	算定方法
A群	1時間以上2時間未満	サービス提供回数のうち、月に1回まで、2区分上位の報酬区分を算定可能
	2時間以上3時間未満	
B群	3時間以上4時間未満	サービス提供回数を6で割った数(端数は切上げ)と2回を比較し、少ない方の数について、2区分上位の増報酬区分を算定可能
	4時間以上5時間未満	
	5時間以上6時間未満	
	6時間以上7時間未満	
C群	7時間以上8時間未満	サービス提供回数を3で除した数(端数は切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について、2区分上位の報酬区分を算定可能 注1：6時間以上7時間未満については延長加算(8時間以上9時間未満)、7時間以上8時間未満については延長加算(9時間以上10時間未満)の報酬区分を算定可能 注2：延長加算を算定している場合、8時間以上9時間未満から11時間以上12時間未満については100単位を、12時間以上13時間未満については50単位を追加可能
	8時間以上9時間未満	

2 なお、通所系サービス事業所が1ヶ月の間に複数の報酬区分を算定する場合には、サービス提供回数が最も多い報酬区分(回数の場合は多い方の報酬区分)について、その算定方法に従って2区分上位の報酬区分を算定すること。その際の算定にあたっては、サービス提供回数全てを算定基礎として算定を行うこと。

(例)

- i 3時間以上4時間未満を7回、7時間以上8時間未満を3回提供する場合
3時間以上4時間未満の報酬区分について1回、2区分上位の報酬を算定が可能
- ii 3時間以上4時間未満を3回、7時間以上8時間未満を7回提供する場合
7時間以上8時間未満の報酬区分について4回(3+7)÷3、2区分上位の報酬を算定が可能
- iii 3時間以上4時間未満を5回、7時間以上8時間未満を5回提供する場合
7時間以上8時間未満の報酬区分について4回(5+5)÷3、2区分上位の報酬を算定が可能

※ サービス提供回数が最も多い報酬区分について、その算定方法で求められる、2区分上位の報酬区分を算定できる回数が、当該サービス提供回数が最も多い報酬区分における実際のサービスの提供回数を上回る場合には、当該サービス提供回数が最も多い報酬区分と同じ群の報酬区分であって、実際にサービス提供した報酬区分のうち、より長い報酬区分(サービス提供回数が最も多い報酬区分を除く)から、その差の回数分、2区分上位の報酬区分の算定を行うこと。

3 また通所リハビリテーションにおいてリハビリテーション提供体制加算を算定している場合、同加算は本特例により算定する基本報酬区分に応じた算定とする。(例：提供したサービス時間が3時間以上4時間未満の場合、同加算は12単位算定するが、2区分上位の報酬区分に応じた基本報酬を算定した場合、リハビリテーション提供体制加算は5時間以上6時間未満の報酬区分に応じた20単位の算定となる。)

※ 療養通所介護については、居宅サービス計画上の報酬区分が3時間以上6時間未満～6時間以上8時間未満である場合、月1回まで3時間以上6時間未満の報酬区分から6時間以上8時間未満の区分算定が可能である。

II 短期入所生活介護等の請求単位数について

- 1 短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日数を3で除した数(端数切上げ)回数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。
- ※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

参考資料

2. なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間（短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数（端数切上げ）と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。

3. また、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、緊急短期入所受入加算を算定することができないため、まず認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定し、同加算を算定できない日数を3で除した日数と、短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日と比較して少ない日数につき、緊急短期入所受入加算の算定を可能とする。

Ⅲ 留意事項

- I・IIによる算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、
 - 通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること
 - 当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと
 - 当該取扱いにおける請求にあたっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があることに留意すること。

1. 通所系サービス

通所系サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。）が提供するサービスのうち、一定のルールに基づき算出された回数について、提供したサービス時間の区分に応じた報酬区分の2区分上位の報酬区分を算定する取扱いを可能とする。

例) 通所介護（通常規模型・要介護3）の場合

○ 報酬区分を、「2時間以上3時間未満」「4時間以上5時間未満」のA群、「5時間以上6時間未満」「延長時（13時間以上14時間未満）」のB群に2分。

居宅サービス計画上の報酬区分	
単位数	347単位
2時間以上3時間未満	
3時間以上4時間未満	472単位
4時間以上5時間未満	495単位

居宅サービス計画上の報酬区分	
単位数	765単位
5時間以上6時間未満	
6時間以上7時間未満	784単位
7時間以上8時間未満	887単位
8時間以上9時間未満	902単位
延長加算（9時間以上10時間未満）	952単位
延長加算（10時間以上11時間未満）	1,002単位
延長加算（11時間以上12時間未満）	1,052単位
延長加算（12時間以上13時間未満）	1,102単位
延長加算（13時間以上14時間未満）	1,152単位

1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数（端数切上げ）と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。

サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。

※ 利用者複数事業所を利用している場合は、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。
 ※ 訪問によるサービス提供（自宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合）、電話による内容確認（利用者の意向等を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合）は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まれない。

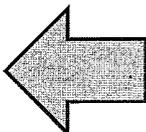
新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所介護の場合(続き) A群・B群それぞれにおいて、以下の方法に基づき算定。

A群 サービュ提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分にて算定可能。

居室サービュ計画上の報酬区分	単位数	2時間以上3時間未満	347単位
		3時間以上4時間未満	472単位
		4時間以上5時間未満	495単位
		5時間以上6時間未満	765単位
		7時間以上8時間未満	784単位
2区分上位の報酬区分	単位数		

月1回まで



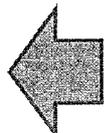
例1) 通常規模型・要介護3の場合

75

B群 1ヶ月のサービュ提供回数(算定基礎)を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。

例2) 通常規模型・要介護3、1ヶ月のサービュ提供回数が13回の場合
 → 1ヶ月のサービュ提供回数13回÷3≒5回、5回と上限4回を比較し、少ない方の4回まで2区分上位の報酬区分にて算定可。

月4回まで



居室サービュ計画上の報酬区分	単位数	5時間以上6時間未満	765単位
		6時間以上7時間未満	784単位
		7時間以上8時間未満	887単位
		8時間以上9時間未満	902単位
		9時間以上10時間未満	952単位
		10時間以上11時間未満	1,002単位
		11時間以上12時間未満	1,052単位
		12時間以上13時間未満	1,102単位
		13時間以上14時間未満	1,152単位
延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位		
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位		
延長加算(11時間以上12時間未満)	1,052単位		
延長加算(10時間以上11時間未満)	1,002単位		
延長加算(9時間以上10時間未満)	952単位		
延長加算(8時間以上9時間未満)	902単位		
延長加算(7時間以上8時間未満)	887単位		
延長加算(6時間以上7時間未満)	874単位		
延長加算(5時間以上6時間未満)	765単位		
延長加算(4時間以上5時間未満)	784単位		
延長加算(3時間以上4時間未満)	495単位		
延長加算(2時間以上3時間未満)	347単位		
延長加算(1時間以上2時間未満)	1,052単位		
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位		
延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位		
2区分上位の報酬区分	単位数		

※上位区分がないため、左記と同単位

2

例) 通所介護の場合(続き)

A群とB群の報酬区分を組み合わせてサービュ提供する場合

1ヶ月の間に複数群の報酬区分を組み合わせてサービュ提供する場合、サービュ提供回数が多い報酬区分(同数の場合は長い方の報酬区分)の算定方法を用い、2区分上位の報酬区分を算定する。また、B群内の報酬区分が多い報酬区分である場合は、サービュ提供回数全てを算定基礎として算定する。(なお、サービュ提供回数が多い報酬区分において、その算定方法で求められる2区分上位の報酬区分を算定できる回数が、当該サービュ提供回数が多い報酬区分における実際のサービュ提供回数を上回る場合には、サービュ提供回数が最も多い報酬区分と同じ群の報酬区分分であって、実際にサービュ提供した報酬区分のうち、より長い報酬区分(サービュ提供回数が最も多い報酬区分を除く)から、その差の回数分、2区分上位の報酬区分の算定を行うこと。)

例3) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数が7回、「7時間以上8時間未満」が3回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分は「3時間以上4時間未満」(A群)であるため、月1回「5時間以上6時間未満」で算定可能。

居室サービュ計画上の報酬区分	単位数	3時間以上4時間未満	472単位
		5時間以上6時間未満	765単位
2区分上位の報酬区分	単位数		

月1回まで



例4) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数が7回、「7時間以上8時間未満」が7回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分は「7時間以上8時間未満」(B群)であるため、サービュ提供回数全て(10回)をもとに、1ヶ月のサービュ提供回数10回÷3≒4回、上限4回まで2区分上位の報酬区分にて算定可能。

居室サービュ計画上の報酬区分	単位数	7時間以上8時間未満	887単位
		9時間以上10時間未満	952単位
2区分上位の報酬区分	単位数		

月4回まで



例5) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数が5回、「7時間以上8時間未満」が5回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分は「7時間以上8時間未満」(B群)について、サービュ提供回数全て(10回)をもとに、1ヶ月のサービュ提供回数10回÷3≒4回、上限4回まで2区分上位の報酬区分にて算定可能。

居室サービュ計画上の報酬区分	単位数	7時間以上8時間未満	887単位
		9時間以上10時間未満	952単位
2区分上位の報酬区分	単位数		

月4回まで



3

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所介護の場合(続き)

(例6) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数は「3時間以上4時間未満」が2回、「4時間以上5時間未満」が2回、「7時間以上8時間未満」が2回、「8時間以上9時間未満」が2回の場合
 → サービュ提供回数と同数の報酬区分である。最も長い報酬区分(8回)をもち、1ヶ月のサービュ提供回数8回÷3≒3回。月3回まで2区分上位の報酬区分で算定可能であるが、最も長い報酬区分である「8時間以上9時間未満」の提供回数は2回のみであるから、①「8時間以上9時間未満」の2区分上位の報酬区分で2回算定、②同じB群で、「8時間以上9時間未満」を除き最も長い報酬区分である「7時間以上8時間未満」にて2区分上位の報酬区分で1回算定が可能。

8時間以上9時間未満	902単位	2区分上位の報酬区分	1,002単位
7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位

月1回まで

8時間以上9時間未満	902単位	2区分上位の報酬区分	1,002単位
7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位

月2回まで

17

同じ群の報酬区分を組み合わせてサービュ提供する場合

1ヶ月の間に同じ群の報酬区分を組み合わせてサービュ提供する場合、サービュ提供回数が多い報酬区分(回数)の場合は長い方の報酬区分で、2区分上位の報酬区分を算定する。また、B群の報酬区分を組み合わせる場合は、サービュ提供回数全てを算定基礎として算定する。(なお、サービュ提供回数が多い報酬区分について、その算定方法で求められる2区分上位の報酬区分を算定できる回数)が、当該サービュ提供回数が多い報酬区分における実際のサービュ提供回数を上回る場合には、サービュ提供回数が多い報酬区分と同じ群の報酬区分であって、実際にサービュ提供した報酬区分のうち、より長い報酬区分(サービュ提供回数が多い報酬区分を除く)から、その差の回数分、2区分上位の報酬区分の算定を行うこと。

(例7) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数は「3時間以上4時間未満」が7回、「4時間以上5時間未満」が3回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分は「3時間以上4時間未満」であるため、月1回「5時間以上6時間未満」で算定可能。

3時間以上4時間未満	472単位	2区分上位の報酬区分	765単位
------------	-------	------------	-------

月1回まで

3時間以上4時間未満	472単位	2区分上位の報酬区分	765単位
------------	-------	------------	-------

4

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所介護の場合(続き)

(例8) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数は「5時間以上6時間未満」が3回、「7時間以上8時間未満」が7回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分は「7時間以上8時間未満」であるため、サービュ提供回数全て(10回)をもち、1ヶ月のサービュ提供回数10回÷3≒4回。上限4回まで2区分上位の報酬区分で算定可能。

7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位
------------	-------	------------	-------

月4回まで

(例9) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数は「5時間以上6時間未満」が5回、「7時間以上8時間未満」が5回の場合
 → サービュ提供回数が多い報酬区分であるから、長い方の報酬区分である「7時間以上8時間未満」について、サービュ提供回数全て(10回)をもち、1ヶ月のサービュ提供回数10回÷3≒4回。上限4回まで2区分上位の報酬区分で算定可能。

78

7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位
------------	-------	------------	-------

月4回まで

7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位
------------	-------	------------	-------

(例10) 通所介護・通常規模型・要介護3、1ヶ月の提供回数は「5時間以上6時間未満」が2回、「6時間以上7時間未満」が2回、「7時間以上8時間未満」が2回、「8時間以上9時間未満」が2回、「8時間以上9時間未満」を除き最も長い報酬区分である「7時間以上8時間未満」にて2区分上位の報酬区分で1回算定が可能。

8時間以上9時間未満	902単位	2区分上位の報酬区分	1,002単位
7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位

月2回まで

8時間以上9時間未満	902単位	2区分上位の報酬区分	1,002単位
7時間以上8時間未満	887単位	2区分上位の報酬区分	952単位

月1回まで

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所介護(通常規模・要介護3)の場合

○ 報酬区分を、「1時間以上2時間未満」～「2時間以上3時間未満」のA群、「3時間以上4時間未満」～「5時間以上6時間未満」のB群、「6時間以上7時間未満」～「7時間以上14時間未満」のC群に3分。

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	390単位
1時間以上2時間未満	457単位
2時間以上3時間未満	

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	599単位
3時間以上4時間未満	684単位
4時間以上5時間未満	803単位
5時間以上6時間未満	

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	929単位
6時間以上7時間未満	993単位
7時間以上8時間未満	1,043単位
延長加算(8時間以上9時間未満)	1,093単位
延長加算(9時間以上10時間未満)	1,143単位
延長加算(10時間以上11時間未満)	1,193単位
延長加算(11時間以上12時間未満)	1,243単位
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,293単位
延長加算(13時間以上14時間未満)	

サービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。

1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。
切上げ)と2回を比較し、少ない方の数について2

1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。
切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2

※利用者や複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービスクラス計画上の報酬区分を算定基礎として算定を行う。

※訪問によるサービスクラス計画(居室で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居室を訪問し、個別サービスクラス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスクラスを提供した場合)、電話等による居室の療養状況(健康状態、居室の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するサービス)やサービスクラス計画の提供内容や頻度等について、電話等により確認した場合)の確認は、本取扱いの対象外とし、サービスクラス計画回数に含まれない。

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所介護(通常規模・要介護3の場合) A群・B群・C群それぞれにおいて、以下の方法に基づき算定。

サービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	390単位
1時間以上2時間未満	457単位
2時間以上3時間未満	

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	599単位
3時間以上4時間未満	684単位
4時間以上5時間未満	803単位
5時間以上6時間未満	

1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。
切上げ)と2回を比較し、少ない方の数について2

2区分上位の報酬区分	
単位数	803単位
5時間以上6時間未満	929単位
6時間以上7時間未満	993単位
7時間以上8時間未満	

1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。
切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2

居室サービスクラス計画上の報酬区分	
単位数	929単位
6時間以上7時間未満	993単位
7時間以上8時間未満	1,043単位
延長加算(8時間以上9時間未満)	1,093単位
延長加算(9時間以上10時間未満)	1,143単位
延長加算(10時間以上11時間未満)	1,193単位
延長加算(11時間以上12時間未満)	1,243単位
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,293単位
延長加算(13時間以上14時間未満)	

月4回まで

2区分上位の報酬区分	
単位数	1,043単位
延長加算(8時間以上9時間未満)	1,093単位
延長加算(9時間以上10時間未満)	1,143単位
延長加算(10時間以上11時間未満)	1,193単位
延長加算(11時間以上12時間未満)	1,243単位
延長加算(12時間以上13時間未満)	1,293単位
延長加算(13時間以上14時間未満)	

(例2) サービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。1ヶ月のサービスクラス計画上の報酬区分を算定可能。

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

例) 通所リハビリテーションの場合(続き)

A群とB群又はB群とC群の報酬区分を組み合わせてサ-ビ入提供する場合

サ-ビ入提供回数が多い報酬区分で算定する。サ-ビ入提供回数が多い報酬区分は「2時間以上3時間未満」が8回、「7時間以上8時間未満」が5回の場合

2区分以上の報酬区分	4時間以上5時間未満	684単位
単位数		

居宅サ-ビ入計画上の報酬区分	2時間以上3時間未満	457単位
単位数		

月1回まで

サ-ビ入提供回数が多い報酬区分は「2時間以上3時間未満」が5回、「5時間以上6時間未満」が8回の場合

2区分以上の報酬区分	7時間以上8時間未満	993単位
単位数		

居宅サ-ビ入計画上の報酬区分	5時間以上6時間未満	803単位
単位数		

月2回まで

サ-ビ入提供回数が多い報酬区分で算定する。サ-ビ入提供回数が多い報酬区分は「1時間以上2時間未満」が8回、「2時間以上3時間未満」が5回の場合

2区分以上の報酬区分	3時間以上4時間未満	599単位
単位数		

居宅サ-ビ入計画上の報酬区分	1時間以上2時間未満	390単位
単位数		

月1回まで

サ-ビ入提供回数が多い報酬区分は「7時間以上8時間未満」が8回、「7時間以上8時間未満」が8回の場合

2区分以上の報酬区分	延長加算(9時間以上10時間未満)	1,093単位
単位数		

居宅サ-ビ入計画上の報酬区分	7時間以上8時間未満	993単位
単位数		

月4回まで

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

II. 短期入所サ-ビ入

○ 短期入所サ-ビ入事業所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)における1ヶ月のサ-ビ入提供日数を3で除した数(端数切り上げ)の日数につき、緊急短期入所入加算を算定する取扱いを可能とする。
 ○ なお、居宅サ-ビ入計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行なった場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間(短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数(端数切り上げ)と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所入加算を算定する。

例) 短期入所生活介護の場合

(例1) 短期入所生活介護、単独型(1)、要介護3、1ヶ月のサ-ビ入提供日数が10日、加算取得なしの場合
 → 1月のサ-ビ入提供日数10日 ÷ 3 ÷ 4日であるため、4日間緊急短期入所入加算を算定可能。

基本報酬(10日分)	7,650単位
緊急短期入所入加算(4日分)	360単位
合計	8,010単位

(例2) 短期入所生活介護、単独型(1)、要介護3、1ヶ月のサ-ビ入提供日数が25日、加算取得なし、緊急入所を行った場合

基本報酬(25日分)	19,125単位
緊急短期入所入加算(13日分)	1,170単位
合計	20,295単位

① 利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がない場合
 → 短期入所生活介護を行った日から起算して7日間、通常どおり緊急短期入所入加算が算定可能。
 → 残り日数(18日)を3で除した日数は6日であるため、通常どおり算定した日数(7日)と合計して13日分算定が可能。

② 利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合
 → 短期入所生活介護を行った日から起算して14日間は、通常どおり緊急短期入所入加算が算定可能。
 → 残り日数(11日)を3で除した日数は4日であるが、すでに通常どおり算定した日数が14日であるため、追加算定は不可。

基本報酬(25日分)	19,125単位
緊急短期入所入加算(14日分)	1,260単位
合計	20,385単位

新型コロナウイルス感染症に係る通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱い

○ また、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、緊急短期入所入加算を算定できないため、まず認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定し、同加算を算定できない日数を3で除した日数(端数切上げ)と、短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日を比較して少ない日数につき、緊急短期入所入加算の算定を可能とする。

例) 短期入所生活介護の場合

(例3) 短期入所生活介護・単独型(1)、要介護3、1月のサービス提供日数が30日、認知症行動・心理症状緊急対応加算を7日間算定した場合
 → 残り日数(認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定できない日数(23日)を3で除した日数(8日)と14日を比較して少ない日数(8日)につき、緊急短期入所入加算を算定可能。



Ⅲ. 留意事項

- I・IIによる算定を行う場合は、必ず介護支援専門員と連携し、以下に留意すること。
 - ・利用者から事前の同意を得ること。
 - ・通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること。
 - ・当該取扱い等の実施により、区分支給限度基準額の取扱いに変更はないこと。
 - ・当該取扱いにおける請求にあたっては、居宅介護支援事業所が作成する給付管理票及び居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細書のそれぞれに反映させる必要があること。

実地指導自主点検調査(通所介護)

指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類
人員	常勤・専従の管理者を置いていないか。	はい・いいえ	業務の場合、その職務内容	勤務体制表、勤務記録
生活相談員	提供日毎に提供時間帯を通じて、専らサービスの提供にあたる、生活相談員が1人以上確保されるために必要と認められる数か。	はい・いいえ	生活相談員の勤務時間帯	勤務体制表、勤務記録、通所介護記録、資格証(修了証)、雇用契約書
看護職員	単位毎に、専らサービスの提供にあたる、看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数か。	はい・いいえ	看護職員の勤務時間帯	勤務体制表、勤務記録、通所介護記録、資格証(修了証)、雇用契約書、病歴等の契約関係書類(連携による配慮基準等遵守の場合)
介護職員	単位毎に提供時間帯を通じて、専らサービスの提供にあたる、介護職員が利用者の数が15人まで1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上か。	はい・いいえ	日々の利用者数に応じて介護職員が配置されているか	勤務体制表、勤務記録、通所介護記録、資格証(修了証)、雇用契約書、日々の利用者数に関する記録
機能訓練指導員	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。	はい・いいえ	理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師のいずれか	資格名
その他	生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。	はい・いいえ	生活相談員又は介護職員のうち常勤職員が配置されているか	同上
食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室、その他必要な設備及び備品等を備えているか。	はい・いいえ	加算を算定している場合、浴室、送迎用車両があるか	あり/なし	現場確認、平面図
食堂及び機能訓練室 食堂、機能訓練室の合計面積は3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上か。	はい・いいえ	食堂及び機能訓練室利用定員×3㎡	m	現場確認、平面図、運営規程
相談室 相談室は相談内容が漏洩しないよう配慮されているか。	はい・いいえ	遮音物の設置等によりプライバシーに配慮されているか。	はい・いいえ	現場確認、平面図
設備の専用 上記設備は通所介護専用のもか。	はい・いいえ	はい・いいえ	現場確認、平面図	現場確認、平面図
居宅サービス 当該事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供しているか。	はい・いいえ	当該サービスの内容を単に届け出て、通所介護の運営に支障がないように適切に行われているか。	はい・いいえ	現場確認、平面図、届出書

介護報酬 加算	指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類
延長加算	あり	なし	あり	延長加算は、通所介護の所要 時間(延長サービス)の所要 時間(未算の部分)についてのみ 請求しているか。	介護給付説明書 通所介護計画 居宅サービス計画 サービス提供の記録 サービス提供票、別表
				利用者が当該事業所を利用し た後に引き継ぎ事業所の設備 を利用して宿泊する場合や、宿 泊した翌日に当該事業所の通所 介護の提供を受ける場合に 算定していないか。	
生活機能向上運添加算	あり	なし	あり	訪問事業所、通所事業所又は 療養施設(許可病床数200床未 滿又は半徑4キロ以内)に他の移 譲所が存在しないものに限り、 介護施設(許可病床数200床未 滿)又は半徑4キロ以内(他の移 譲所が存在しないものに限り) の理学療法士等が当該通所介 護事業所の機能訓練指導員等 と共同してアセスメント、利用者 の身体状況等の評価及び個 別機能訓練計画の作成を行っ ているか。	介護給付説明書 通所介護計画 居宅サービス計画 サービス提供の記録 サービス提供票、別表
				個別機能訓練計画に基づき、利 用者の身体機能又は生活機能 向上を目的とする機能訓練の項 目を準備し、機能訓練指導員等 が、利用者の心身の状況に応じ た機能訓練を適切に提供してい るか。	
				機能訓練指導員等が理学療法 士等と連携し、個別機能訓練計 画の進捗状況等を3ヶ月ごとに 1回以上評価し、利用者又はそ の家族に対して機能訓練の内 容と個別機能訓練計画の進捗 状況等を説明し、必要に応じて 訓練内容の見直し等を行ってい るか。	

介護報酬 加算	指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類
ADL維持等加算(1)	あり	なし	あり	利用者(当該事業所を連続して 6ヶ月以上利用)かつ、その利 用期間において5時間以上の通 所介護の算定回数を上回る者に 限る。)の総数が20人以上であ るか。	介護給付説明書 通所介護計画 居宅サービス計画 サービス提供の記録 サービス提供票、別表
				利用者の総数のうち、評価対象 利用期間の初月において、要介 護状態区分が要介護3、4、5で ある者の占める割合が100分 の15以下であるか。	
				利用者の総数のうち、評価対象 利用期間の初月において、初回の要 介護認定又は要支援認定があ った月から12ヶ月以内である 者の占める割合が100分の15 以下であるか。	
				利用者の総数のうち、評価対象 利用開始月と当該月から起算し て6ヶ月目において、機能訓練 指導員がADLを評価し、その評 価に基づき3割の占める割合が1 00分の90以上であるか。	
				評価対象利用開始月から起算 して6ヶ月目の月に測定した ADL利得が多い順に、提出者の 総数の上位100分の85に相当 する数の利用者について、次の ①か②または③に掲げる利用者の 区分に応じ、当該①から③まで に定める値を合計して得た値が 0以上であるか。 ①ADL利得が0より大きい利用 者:1 ②ADL利得が0の利用者:0 ③ADL利得が0未満の利用者:-1	

介護報酬 加算	指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬 加算	指定基準	介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)共通	あり	<p>①介護職員の賃金(退職手当を除く)の改善に要する費用の算出額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増加分を含むことができる)が、介護職員処遇改善の算定月分額を上回る賃金に関する改善計画を策定し、その計画に基づき適切な措置を講じているか。</p> <p>②①の賃金改善に関する計画、当該計画の実施期間及び実施方法その他介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画を作成し、全て介護職員に周知した上で、現場へ届け出ているか。</p> <p>③介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施しているか。</p> <p>※経歴の悪化等により、やむを得ず賃金水準を引き下げた上で、賃金改善をした場合は、その内容について現場へ届け出ているか。</p> <p>④事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績報告書を現場へ提出しているか。</p> <p>⑤算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働災害補償法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていないか。</p> <p>⑥当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われているか。</p>	<p>介護職員処遇改善計画書 労働保険料の納付が確認できる書類 就業規則が確認できる書類 研修の記録等 給与明細 賃金改善が確認できる書類 介護職員処遇改善加算額の通知 介護職員処遇改善加算率を記入した 定分的程度基準を記入した 記入簿が算額が分かる資料 に保たれる書類</p>

介護報酬 加算	指定基準	基準の内容(指導項目)	適否	確認事項	当日確認書類
介護報酬 加算	指定基準	ADL維持等加算(Ⅱ)	あり	<p>ADL維持等加算(Ⅰ)の算定基準を全て満たしているか。</p> <p>指定通所介護事業所の利用者が、当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出しているか。</p>	<p>介護給付費明細書 サード入提供票、別表 居宅サービス計画 通所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類</p>
介護報酬 加算	指定基準	栄養スクリーニング加算	あり	<p>①利用者について、次に掲げる利用者に係る確認を行い、確認した結果を介護支援専門員から①に関する確認を行い、確認した結果を介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>②18歳未満で6ヶ月以上、かつBMIが18.5未満である者が、10名以上認められる者又は地域支援事業の実施については、規定するスクリーニングの11の項目が1に該当する者</p> <p>③血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>④食事摂取量が不良(75%以下)である者</p> <p>栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとにおこなわれるが、スクリーニングの一環として行われているか。</p>	<p>介護給付費明細書 サード入提供票、別表 居宅サービス計画 通所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類</p>
介護報酬 加算	指定基準	栄養スクリーニング加算	あり	<p>①利用者について、次に掲げる利用者に係る確認を行い、確認した結果を介護支援専門員に提供しているか。</p> <p>②18歳未満で6ヶ月以上、かつBMIが18.5未満である者が、10名以上認められる者又は地域支援事業の実施については、規定するスクリーニングの11の項目が1に該当する者</p> <p>③血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> <p>④食事摂取量が不良(75%以下)である者</p> <p>栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づき栄養スクリーニングを継続的に実施しているか。</p>	<p>介護給付費明細書 サード入提供票、別表 居宅サービス計画 通所介護計画 運営規程 勤務実績関係書類</p>

指定基準	基準の内容(指導項目)	適合	確認事項	当日確認書類			
介護報酬 介護報酬	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)8月以降 運営規程に定められている利用定員を 超えた場合や、看護職員・介護職員の 数が基準に達しない状況で行われた サービスについて、減算を行っている か。	あり・なし	⑤サービス提供体制強化加算 (1)を算定しているか。	介護給付量明細書 サービス提供票、別表 利用者数の記録			
			⑥介護職員処遇改善加算(1) から(Ⅲ)までのいずれかを算定 しているか。		介護給付量明細書 サービス提供票、別表 利用者数の記録		
			⑦平成20年10月から②の届 出の日を算する月の前月まで に実施した職員の処遇改善の 内容(異動等)に関するものを 除く(以下同じ。)及び当該職員 の処遇改善に要した費用を全て の職員に周知しているか。			介護給付量明細書 サービス提供票、別表 利用者数の記録	
			⑦の処遇改善の内容等につ いて、システム上の利用その 他の適切な方法により公表して いるか。				介護給付量明細書 サービス提供票、別表 利用者数の記録
			①から④まで及び⑥から⑧まで に掲げる基準のいずれにも適合 するか。				
⑧利用定員を超えている場合 看護職員・介護職員の数が基 準に達していない場合	あり・なし	同一建物減算 事業所と同一建物に居住又は 同一建物からの通所している利 用者に対し減算しているか。					
送迎を行わない場合の減算	あり・なし	通所介護計画、送迎が往復 か片道かを位置付けた上で、送 迎を実施していない場合、減算 しているか。	送迎介護計画 サービス提供票、別表 サービス提供の記録				